

日本ヒートアイランド学会技術賞表彰規定

総務・財務委員会

1. 趣旨

技術賞は、日本ヒートアイランド学会表彰規定「3.賞の対象と審査方法」に基づき、本会が関係する分野に関する顕著な技術的功績のあった者に対して、その功績を讃えて表彰するものである。

2. 表彰の対象

- ・ 技術賞の対象は、本会が関係する分野に関連する顕著な技術的な功績をなし、本会の目指す社会の創出・創造に貢献した技術開発、システム・サービス開発などとする。
- ・ 技術賞の応募者や推薦者、および推薦を受けた表彰対象者は、現役の会員であることを原則とする。応募者、および表彰対象者は、当該技術を開発した個人および団体とする。個人の場合は、複数人でも可とする。
- ・ 応募者および表彰対象者の会員資格に関して、個人の場合はアカデミック会員、一般会員、学生会員のいずれかとし、団体の場合には団体会員、協賛会員のいずれかとする。
- ・ 世の中の類似技術と比較して、優れた技術であることを説明できるものとする。
- ・ 応募時期よりさかのぼって1年以上の運用実績を有するもので、具体的データ等により実績を証明できるものとする。
- ・ 複数の団体により開発された技術についても、表彰の対象とする。
- ・ 1度表彰された技術に関連した技術の応募が、同一の者から、また他の者からあったときには、前に表彰された技術を著しく発展させたものであれば、表彰対象とできる。
- ・ 表彰件数は、毎年2件以内とする。ただし、表彰対象技術が選出されない年があってもよい。

3. 審査・選考方法

3.1. 公募

技術賞の候補については、公募により応募または推薦によって総務・財務委員会が受け付ける。

3.2. 表彰スケジュール

原則として、次のスケジュールで公募、表彰対象の選定、表彰手続きを進める。

- (1) 7月：全国大会において、技術賞表彰制度の紹介パネルを設けるなどするとともに、HP上で公募を開始する。
- (2) 9月：公募の締切

総務・財務委員会にて、応募内容の取りまとめをする。

- (3) 10月：応募件数を理事会で報告
- (4) 12月：総務・財務委員会にて、推薦する技術を決定
- (5) 1月：理事会にて推薦技術を報告し、1回目の審議
- (6) 4月：理事会にて2回目の審議、表彰技術の決定

3.3. 選考方法

- ・ 総務・財務委員会において、応募技術の書類審査、及び必要に応じて複数の選考委員による応募者へのヒアリング・実地審査を行い、推薦技術を決定する。このとき、応募技術の審査が可能な専門の理事等に依頼し、選考委員に加えることができる。ただし、応募技術の関係者は選考委員に加わることはできない。
- ・ 技術の評価項目は、技術の内容、実績（実用面、学術面）、技術の新規性・独創性、技術のもたらす効果とする。
- ・ 総務・財務委員会が推薦する技術を理事会で報告・審議し、表彰技術を決定する。
- ・ なお、審査結果は、応募者や推薦者、表彰対象者を含めて外部に公表しないこととする。

3.4. 応募書類・提出資料

- ・ 応募については所定の様式により行うこととし、応募書類には、以下の項目を含めることとする。
- ・ 技術の名称、応募者（個人、団体）とその代表者、推薦書（自薦、他薦を問わない）、連絡先、技術の概要、研究・開発・実用化の時期と経緯、実用化状況、工業所有権、学術論文等、過去における受賞、技術の新規性・独創性、技術のもたらす効果
- ・ 応募書類の他に、論文、特許公報、会社概要、技術の詳細な内容、図面、写真、文献、新聞・雑誌の切り抜き、カタログ、サンプル等審査の参考になるものを提出することができる。

4. 表彰の取消

表彰を受けるにふさわしくないと認められる行為があったときは、それが表彰を受けた後で生じた場合といえども、表彰を取り消すことがある。

5. 本規定の変更

本規定の変更は、理事会の議を経て行う。

附則 本規定は2014年2月1日より施行する。

以上